

清須市第2次総合計画の策定方針（案）

清須市では、「水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市」を目指すべき将来像として、平成19年度から10年度間を計画期間とする清須市第1次総合計画を策定し、総合的かつ計画的な行政の運営を実施してきました。

平成28年度をもって計画期間の満了を迎えることから、平成29年度以降の長期的な展望を示し、清須市の目指すべき将来像を実現するための行政運営の指針として清須市第2次総合計画を策定します。

1 地方自治法の改正に伴う総合計画の取り扱いについて

(1) 地方自治法の改正

これまで総合計画については、改正前の地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である基本構想について議会の議決を経て定めることが義務付けされていましたが、国の地方分権改革推進計画に基づく、地方公共団体に対する義務付けの撤廃に伴い、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、総合計画（基本構想）の法的な策定義務がなくなったことにより、総合計画（基本構想）を策定するかどうか、策定にあたって議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられています。

■地方自治法（改正前）⇒削除

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

(2) 清須市における取り扱いについて

地方自治法改正により、総合計画（基本構想）の策定義務付けは廃止されましたが、清須市においては、行政運営の基本的な指針として、以下の観点から総合計画を策定します。

- ① 長期的な視点に立ち、市の将来に向けての発展すべき方向と目標を定める
- ② 目標の実現に向けた政策・施策・事業を最適に展開するための、行政運営マネジメントの基軸とする

また、総合計画（基本構想）は今後の清須市の行政運営の根幹となる計画であることから、清須市条例において策定、変更又は廃止について議会の議決すべき事件として定めており、第2次総合計画も議会の議決を経て策定します。

■清須市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件とする条例（平成23年12月27日条例第25号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止を議会の議決すべき事件として定めるものとする。

2 総合計画の策定に当たって留意すべき今日的課題

(1) 住民ニーズの多様化・高度化

少子高齢化、人口減少といったこれまでに経験したことのない時代の到来が予想される中で、社会経済情勢や価値観の変化に伴い、住民が公共サービスに求めるもの（住民ニーズ）も多様化・高度化しており、行政のみがこれに対応することは質的・量的にも限界があることから、地域の公共的サービスの提供における、事業の実施主体や実施方法の見極めが重要となります。

(2) 市町村合併に伴う特例措置の終焉

平成17年7月7日、平成21年10月1日と2度の市町村合併を経た清須市では、これまで市町村合併に伴う特例措置（普通交付税の合併算定替、合併特例債の発行など）を受けてきましたが、今後特例措置が終了を迎える中、厳しい財政状況が予想されることから、計画の策定に当たっては、事業の効率性や有効性に基づく選択という視点が一層必要となります。

(3) まち・ひと・しごと創生の推進

国においては、「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保するためなどの施策が実施されています。

清須市においても、国の施策に呼応し、2060年までの人口見通しを示した「人口ビジョン」及びまち・ひと・しごと創生を推進するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けた検討を進めており、総合計画もこれらの計画等の内容を踏まえる必要があります。

(4) リニア中央新幹線の開業

2027年に予定されているリニア中央新幹線の開業に伴い、名古屋駅周辺地区における人・物・情報等の集中が見込まれ、名古屋駅から至近の清須市においても正負両面の影響を受けることが予想されることから、その影響を的確に捕捉し、清須市が目指す将来像へ取り込んでいく必要があります。

3 総合計画の基本理念等・構成・計画期間

(1) 基本理念等

市町村合併に際して策定された新市建設計画（計画期間：平成17～32年度）及び新市基本計画（計画期間：平成21～31年度）の中では、「安心」「快適」「創造」「責任」の4つの基本理念と、将来像の「水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市」が掲げられており、第1次総合計画はこの基本理念等を継承して策定されています。

第2次総合計画においても、これまでの経緯や長期的な視点で目指すべき将来像を実現するという観点から、基本的には第1次総合計画の基本理念等を継承して計画を策定します。

(2) 構成

第1次総合計画の構成は、「基本構想」－「基本計画」の二層構造となっておりますが、第2次総合計画では、行政運営マネジメントの基軸として、より実効性のある計画とするため、「基本構想」－「基本計画」－「実施計画」の三層構造の計画とします。

ア 基本構想

基本理念、将来像とその実現のための施策の指針等を示します。

イ 基本計画【拡充】

基本構想に基づいて、中期的に実施する施策を掲げ、その目指す姿と達成状況を評価するための達成度指標、土地利用方針等を掲げます。

ウ 実施計画【新規】

基本計画に掲げる施策の目指す姿を実現するための具体的な事業を記載し、毎年度の予算編成と連動させて進捗を管理します。

■ 第2次総合計画の構成と審議会の審議対象

基本構想（審議対象）	基本計画（審議対象）	実施計画（審議対象外）
○基本理念 ○将来像とその実現のための施策の指針等	○中期的に実施する施策、目指す姿・達成度指標 ○土地利用方針等	○施策に基づく実施事業（予算と連動）

(3) 計画期間

第1次総合計画では基本構想は平成19～28年度の10年度間、基本計画は前期・後期各5年度となっております。第2次総合計画は、平成27年度に策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に推進することが必要なことから、基本構想の計画期間を平成29～36年度の8年度間とし、基本計画の計画期間を平成29～31年度（3年度）の前期と平成32～36年度（5年度）の後期に分けることとします。

■ 第2次総合計画の計画期間

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
基本構想	----- (8年度間) ----->							
基本計画	----- (前期：3年度間) ----->			----- (後期：5年度間) ----->				
(参考) 総合戦略	----->							

※総合戦略の計画期間は基本的に5年度間だが、国の計画と同調させるため、第1期計画は平成28～31年度の4年度間を計画期間として現在策定中。